

2026 年 10 月 8 日

(宛先)

一般社団法人 日本保険薬局協会
会長 藤井 江美

顔認証付きカードリーダー及び資格確認専用端末の導入及び更新支援に関する要望書 — 持続的な運用と計画的な入替えを支える、切れ目のない補助制度の整備 —

平素より、医療提供体制の確保及び医療 DX の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

当団体は、これまでも、顔認証付きカードリーダー（以下「カードリーダー」という。）及び資格確認専用端末（以下「専用端末」という。）の入替えに対する補助を要望してまいりました。こうした要望も踏まえ、現行の更新支援制度が整備され、医療機関・薬局の負担軽減に向けた措置が講じられていることに、感謝申し上げます。

当団体及び加盟薬局チェーンは、医療 DX を積極的に推進・活用してきました。今後も、その実装と活用を先導する立場から、医療 DX の基盤となる機器の安定的な運用に取り組んでまいります。

両機器は、オンライン資格確認や医療情報の活用を支える、医療機関・薬局にとって不可欠な基盤です。日常的な使用に伴う経年劣化は避けられず、故障すれば資格確認や医療情報の閲覧等に支障が生じます。保守期間の終了後は、迅速な修理や代替機の確保が難しくなり、復旧が長期化するおそれもあります。更新費用の負担や補助制度の見通しの不透明さによって、保守期間の終了後も故障するまで使用を続けざるを得ない状況は、医療提供基盤の安定性の観点から看過できません。

国の施策として整備が進められてきたこれらの基盤を維持し、適切な時期に導入・更新できる環境を確保するため、以下のとおり要望いたします。

記

要望 1. 計画的な入替えを支える切れ目のない支援と、次年度制度の早期確定・公表

現行制度の申請期限は令和 9 年 2 月 1 日です。カードリーダーの第 2 世代機は、令和 8 年 10 月 1 日に 3 社の機種が出そろいました。各機種の仕様・価格・既存システムとの適合性を比較選定すると、調達、必要に応じた専門業者の手配や現地作業を含む入替え、補助金申請までの期間は、約 4 か月に限られます。これは、最終的に 10 月発売の機種を選ぶ施設に限らない課題です。

専用端末の入替えには、専門業者による接続・設定・動作確認等の現地作業に、一施設当たり 2～3 時間程度を要します。両機器とも、診療・調剤業務への影響を抑えるため、現場と専門業者による日程調整が必要です。複数施設を運営する事業者では、調達・配送・現地作業を段階的に進める必要があります。

次年度の補助制度の有無や条件が今年度の申請期限より十分前に明らかにならなければ、年度をまたぐ発注や作業日程を確定できず、計画的な入替えが滞ります。

(要望)

1. 両機器の導入・更新を国の補助によって支えることを基本とし、次年度以降に必要な予算を確保するとともに、申請期限や年度の区切りによって必要な導入・更新が支援から漏れない、継続的な補助制度を整備する。
2. 次年度の制度継続及び具体的な補助条件を、今年度の申請期限より十分前に確定・公表する。補助対象、補助率・上限額、対象となる購入・導入期間及び申請期限を明示し、医療機関・薬局がこれらの条件に基づいて、比較選定、見積取得、発注及び専門業者との作業日程の調整を進められる期間を確保する。

要望 2. 各機器の単独申請・支援と一括申請の取扱い

両機器は、導入時期や保守期間、故障による交換等の事情により、更新が必要となる時期は必ずしも一致しません。現行制度では、専用端末単独の購入は補助対象外であり、専用端末分の補助を受けるには、カードリーダー分と一括申請する必要があります。申請は一度に限られるため、カードリーダー分を先行申請すると専用端末分を追加申請できず、専用端末の更新を待つと今年度の申請期限に間に合わない場合があります。また、更新時期が異なる場合や年度をまたぐ場合の一括申請の取扱いが明確でなければ、両機器分の補助を受けられるか判断できません。

(要望)

1. 両機器について、他方の導入・更新や補助申請の時期にかかわらず、それぞれ単独で申請し、補助を受けられる制度を整備する。
2. また、一括申請の場合にも、導入・更新時期が異なる両機器について、後から更新する機器に合わせて申請し、双方の補助を受けられる取扱いを明示する。次年度への制度継続に際しては、年度をまたぐ更新も、先に更新した機器の未申請分を含めて補助対象とし、公式の案内や FAQ 等で医療機関・薬局及びベンダーに周知する。

要望 3. 機器価格及び導入・更新費用に見合う補助の充実

両機器の購入価格は上昇しており、初期導入時の機器価格と比較して、機種や構成によっては倍近い水準となる例もあります。医療機関等向け総合ポータルサイトの公式 FAQ でも、専用端末一体型のカードリーダーについて、補助上限額の設定後に資材等の高騰が販売価格に影響した旨が説明されています。

また、市場調査会社 TrendForce※は、ノートパソコンに用いられる主要部品の価格上昇が製造費用を押し上げ、今後、製品価格への転嫁が進む可能性を指摘しています。こうした部品市場の動向を踏まえ、両機器についても、調達費用がさらに増加する可能性を考慮する必要があります。

現行制度の補助率は、別体型のカードリーダーが購入価格の2分の1、専用端末が3分の1で、いずれも上限額があり、薬局のカードリーダーは1台分に限られます。接続・設定等の費用も補助対象外です。

(要望)

1. 両機器を不可欠な医療提供基盤として位置付け、既設の2台目のカードリーダーの更新も補助対象とする。医療機関・薬局の負担を抑えるため、機器価格及び必要な費用に見合う補助率・補助上限額を確保し、実勢価格に応じて適宜見直して、実質的な支援水準を維持する。
2. 両機器の本体購入費用に加え、導入・更新に必要な専門業者の訪問、設置、接続、設定及び動作確認等の費用も、安定稼働に不可欠な費用として支援対象に含める。

※出典：TrendForce（2026年9月4日公表）<https://www.trendforce.com/presscenter/news/20260904-13217.html>

なお、今後の補助制度の整備に当たっては、引き続き当団体との意見交換を通じて現場の意見を取り入れ、手続きの簡素化や申請から入金までの期間短縮についても検討いただければと存じます。

以上